

食品産業センター 環境委員会からの
お知らせ

送付枚数
18枚(表紙を含む)

「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた食品産業からの提言(素案)」

の送付、及び意見交換会のご案内

平成 23 年 7 月 13 日(水)
財団法人食品産業センター 環境委員会

日頃より(財)食品産業センターの活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、食品産業センター環境委員会では、今秋にも検討が始まると考えられる容り法改正に向けまして、「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた食品産業からの提言(素案)」をとりまとめ、これを公表すると共に容り法関係者と容り制度見直しに向けた意見交換を行うこといたしました。

この「提言」の公表に先立ち、その内容について、食品産業・団体の皆様に周知すると共に、ご意見を頂戴いたしたく、皆様に送付すると共に、下記要領で意見交換会を開催いたします。

ご多用の中、大変恐縮でございますが、ご確認の上で、意見交換会にご参加いただきたく、宜しくご案内申し上げます。

記

「容り制度見直しに向けた提言」に関する意見交換会開催要領

- 日 時 平成23年8月2日(火) 14:00～16:00
- 場 所 三会堂ビル(食品産業センターがあるビル)8階会議室
- 議 事 ・「提言」とりまとめの経緯、内容等の説明
・出席者との意見交換

※意見交換会に参加ご希望の皆様は、次頁に記入の上、ご返信をお願いいたします。

【締め切り:7月22日(金)】

※添付書類

- 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた食品産業からの提言(素案)
(提言は文書版とパワーポイント版がございます。パワーポイント版は枚数が多いため、添付しておりません。下記URLにてご確認ください。)

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/teigensho/teigensho.html>

(財)食品産業センター 技術環境部(環境委員会事務局)

砂 田 恭 男

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 9 番 13 号(三会堂ビル 3 階)

TEL: 03-3224-2384 / FAX: 03-3224-2398

e-mail c-sunada@shokusan.or.jp

URL <http://www.shokusan.or.jp/>

意見交換会に参加ご希望の方は、下記に必要事項をご記入の上、

7月22日(金) までに、**FAXで** お申し込みください。

8/2開催「容り改正に向けた提言」に関する意見交換会参加申込用紙

FAX:03-3224-2397・2398

参 加 申 込 書	所属会社(団体)	部署
	氏名	役職
	〒	連絡先
	住所	TEL
		FAX

お問い合わせ先:財団法人 食品産業センター 環境委員会 事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目9番13号(三会堂ビル3階)

TEL:03-3224-2384

FAX:03-3224-2397・2398

さらなる環境負荷の低減を目指した
循環型社会の構築について

～容器包装リサイクル制度の見直しに向けた
食品産業からの提言（素案）～

平成23年7月

財団法人食品産業センター
環境委員会

目次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1 容器包装リサイクル法の総括	・ ・ ・ ・ 2
1-1 狙いと成果	・ ・ ・ ・ 2
ア 最終処分場の残余年数の改善	・ ・ ・ ・ 2
イ 容器包装廃棄物のリサイクルの進展	・ ・ ・ ・ 3
ウ 容リ法関係者の相互連携による 3 R の推進	・ ・ ・ ・ 3
1-2 評価	・ ・ ・ ・ 3
2 容器包装 3 R に向けた食品産業の取組の方向	・ ・ ・ ・ 4
2-1 食品容器包装の役割と特質	・ ・ ・ ・ 4
ア 食品容器包装の基本的な役割	・ ・ ・ ・ 5
イ 近年の食生活の動向と食品容器包装	・ ・ ・ ・ 5
ウ 食品容器包装とプラスチック	・ ・ ・ ・ 5
エ 食品容器包装と環境配慮設計	・ ・ ・ ・ 6
2-2 食品容器包装 3 R の取組	・ ・ ・ ・ 6
2-3 食品産業の今後の取組	・ ・ ・ ・ 7
2-3-1 食品産業が自ら実施する 3 R の取組	・ ・ ・ ・ 7
ア リデュース	・ ・ ・ ・ 8
イ リユース	・ ・ ・ ・ 8
ウ リサイクル	・ ・ ・ ・ 9
2-3-2 関係者との連携の下に実施する 3 R の取組	・ ・ ・ ・ 9
ア プラスチック製容器包装の再資源化の効率化	・ ・ ・ ・ 9
イ 関係者と共に進める共同研究・実証実験等の取組	・ ・ ・ 10
3 食品産業からの容器包装リサイクル制度の運用への要望	・ ・ ・ 11
3-1 市町村の分別収集費用の効率化・透明化	・ ・ ・ 11
3-2 プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルの導入	・ ・ ・ 12
3-3 国内におけるリサイクル体制の維持	・ ・ ・ 12
終わりに	・ ・ ・ 13

はじめに

平成7年に制定された容器包装リサイクル法（注）は、一般廃棄物最終処分場の逼迫の緩和と資源の有効利用の促進に寄与するとともに、その後の循環型社会形成推進基本法や個別リサイクル法の制定にも多大の影響を与え、循環型社会の形成を推進する上で大きな役割を果たしてきた。

（注）正式な法律名は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、以下「容リ法」と略称する。

その後、同法は平成18年にその一部が改正され、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）が一段と推進されることとなった。

しかし、平成18年の改正時に取組むべき課題として指摘された、

- ・ 社会的コストの抑制
- ・ さらなる資源の有効利用
- ・ 最終処分場制約への対応
- ・ 国民の環境意識の向上への対応

等については、今後も、引き続き取り組む必要がある状況に変わりはない。

このような中で、食品産業（食料品・飲料製造業者）は、容器包装リサイクル制度を担う重要な主体として、再商品化費用の過半を拠出しつつ、環境負荷の少ない循環型社会の形成に積極的に寄与してきた。

周知のように、我が国の食品産業は、国内外から調達された農畜水産物を原料として、国民が健康的で豊かな食生活を実現するために不可欠な加工食品を安定的に製造・供給する産業として発展してきた。

現在では、出荷額、従業員数、事業所数のいずれをみても、全製造業の1割を占める重要な産業となっており、地域の経済、社会、文化等にも大きな影響を与えているが、ほとんどが中小零細企業であり、経営基盤が脆弱な事業所も少なくない。

ところで、平成18年に改正された容リ法においては、改正法の完全施行後5年を経過した時点での見直し検討の規定（注）が設けられており、これを受けて、今秋にも、見直しに向けた検討が開始されるものと予想されている。

（注）附則第4条「政府は、・・・施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

このような状況の下、関係者からは容リ法の見直しに向けた様々な提案が行われているところであり、食品産業においても、環境負荷の少ない循環型社会

の形成や社会的コストの低減に寄与するため、容リ法制度の更なる進展を目指した現実的で実効性のある提案を行うことが求められている。

このため、国内食品業界の横断的団体として日々活動を行っている(財)食品産業センターでは、会員企業・団体を構成員とする常設の環境委員会において、昨年来、食品産業の役割や実態等をも踏まえつつ、容リ制度の見直しに向けた論議を重ねてきたところである。

今般、こうした論議の結果を「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた食品産業からの提言」としてとりまとめるに至ったので、関係者の皆様にお示しすることとしたところである。

本提言が、容器包装リサイクル制度の見直しに向けた関係者の議論を深める一助となれば幸いである。

1 容器包装リサイクル法の総括

容リ法は、その制定から既に16年が経過し、平成18年の改正法の完全施行からも本年で4年目を迎えることとなる。

この機会に改めてその狙いと成果を検証し、併せて同法の評価を試みることにしたい。

1-1 狙いと成果

ア 最終処分場の残余年数の改善

容リ法制定当時喫緊の課題であった一般廃棄物最終処分場の残余年数は、平成7年度の8.5年が、21年度には18.7年へと大幅に伸びている。

その背景として、ごみの排出量が平成12年度の5,482万トンから21年度には4,625万トンに減少し、最終処分量も平成12年度の1,051万トンから21年度には507万トンへと大幅に減少したことがあげられる。

一般廃棄物最終処分場の残余年数とごみ排出量等の推移

	平成7年度	12年度	15年度	18年度	21年度
最終処分場残余年数 (年)	8.5	12.8	14.0	15.6	18.7
ごみ排出量 (万トン)	5,222	5,483	5,427	5,202	4,625
最終処分量 (万トン)	1,360	1,051	845	681	507
一人1日あたり最終処分量 (g)	297	227	182	146	109

イ 容器包装廃棄物のリサイクルの進展

容器包装廃棄物の再商品化量は、分別収集の進展に伴い各素材とも大きく増加し、一般廃棄物のリサイクル率も平成9年度の11.0%から21年度には20.5%へと大きく伸長した。

容器包装廃棄物のリサイクルの進展

		平成9年度	12年度	15年度	18年度	21年度
再 商 品 化 量	無色ガラスびん (千トン)	275	335	345	329	315
	茶色ガラスびん (千トン)	228	295	298	282	271
	その他ガラスびん (千トン)	95	150	157	174	176
	紙製容器包装 (千トン)	—	26	70	79	80
	PETボトル (千トン)	19	118	205	261	279
	プラスチック容器包装(千トン)	—	78	385	583	657
一般廃棄物のリサイクル率 (%)		11.0	14.3	16.8	19.6	20.5

ウ 容り法関係者の相互連携による3Rの推進

容り法の各主体による3Rの取組をみると、それぞれ課題は残るものの一定の成果は認められるところであり、例えば、事業者は、「自主行動計画」を策定・推進する中で、容器包装の軽量化・薄肉化やリサイクルしやすい設計・素材の選択に取り組んでいるところである。

また、市町村は、住民への説明会等を通じて、分別収集の徹底や廃棄物収集の有料化などの3Rの取組を推進している。

さらに、消費者は、ごみの分別排出に関する各自治体のルールや容器包装の識別マークへの理解を深め、排出時にごみの汚れを除去するなどリサイクルのための行動を定着させつつあるほか、リサイクル製品への関心が高まるなど環境意識の向上がみられる。

1-2 評価

このように容器包装廃棄物の3Rについては、上記のように一定の成果を上げてきたが、

- ① 事業者に対しては、リデュースやリユースの一層の進展を求める声があること。
- ② 市町村に対しては、3Rの取組に関し市町村間のバラツキが大きいので

はないかとの不満の声があること。

- ③ 消費者についても、リデュースの促進に向けた消費・購買行動への変革がなかなか進まないこと。

等、一層の努力が求められている。

加えて、平成18年の法改正の際にも強調された関係者の相互連携による3Rの推進については、

- ① 事業者の商品設計に係る情報が消費者には伝わらず、商品選択時に環境配慮設計が考慮されていないこと。
- ② 分別収集された容器包装廃棄物がどのようなリサイクル製品になっているのか、その用途が消費者にはわからず、分別排出の意欲を削いでいること。
- ③ 商品の製造から消費、そしてリサイクルに至るまでのトータルでみた場合の環境に対する負荷の低減や資源の有効利用等の環境評価が不明であること。

等、各主体間の情報の伝達が不十分で、これが各主体の取組の効果を減殺する要因になっているという指摘もある。

こうしたいくつかの課題は残るものの、総じてみれば、我が国の容リ法は、他国に例をみないユニークで実効性のある制度・施策として位置づけることができ、容器包装廃棄物の3Rに大いに貢献してきたものと評価できる。

このようなことから、容器包装リサイクル制度については、今後とも、現行法の基本スキーム——特に、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者によるリサイクルという役割分担——を維持しつつ、様々な施策を適切に組み合わせることを通じて関係者の連携・協働をさらに進展させ、いわゆる「共創」への取組みをベースとして、現実的で実効性のある社会システムの構築を目指すべきであると考えている。

2 容器包装の3Rに向けた食品産業の取組の方向

容器包装の3Rに向けた食品産業の今後の取組の方向について、食品容器包装の特質とこれまでの取組を踏まえた上で、

- ① 食品産業が自ら実施する3Rの取組
 - ② 関係者との連携を踏まえて実施する3Rの取組
- の2つに分けて基本的な方向性を示したい。

2-1 食品容器包装の役割と特質

ア 食品容器包装の基本的な役割

平成17年の農林水産省「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」では、「食品の容器包装をめぐる状況」の中で、食品容器包装の機能等に関し以下のように述べている。

『食品の容器包装は、食品以外の製品の容器包装と同様、内容物の品質を維持し、輸送・保存を可能とするとともに、家庭等での消費に適した形態、数量等での提供（小分け等）を可能とするという基本的機能を有している。

これに加えて、食品の容器包装については、食品の「安全性の確保」という衛生面での絶対的な要請が求められる。

これらの基本的機能を果たすことを前提に、消費者の視点から見た利便性（重量、割れにくさ、扱いやすさ、ファッション性、表示や情報提供等）、容器包装のコスト（原料コストや製造コスト等）や充填効率等を考慮に入れ、更には、廃棄物となった後の環境負荷の面にも配慮して、それぞれの商品に適した容器包装が選択されているところである。』

イ 近年の食生活の動向と食品容器包装

近年の食生活の向上に容器包装の果たした役割には、極めて大きなものがある。例えば、容器包装の改良により食品の保存性が向上し、かつては限られた時期・地域でしか販売できなかった商品が周年的かつ全国的に販売されるようになったり、塩分等の含有量が減少し、美味しさ・健康といった内容物の付加価値が高まったりするなどの事例が数多くみられる。

こうした面で、複合素材・複合材質の容器包装が果たした役割が大きなものがあることは、周知のとおりである。

一方、社会の変化が食品及びその容器包装のあり方に影響を与えることもある。高齢化や核家族化の進展、単独世帯の増加等は、食品の購買量の減少や個食化の進展をもたらしているが、こうした変化に対応するため、事業者は、大容量商品の供給を減らす一方、多品種の小容量の商品を開発・提供している。

こうしたことが「個包装」や「小型容器」の増加につながり、トータルの容器包装使用量を増大させる要因となっていることは否めないが、反面、食品廃棄物の発生を未然に防止することに寄与していることも見逃せない。

ウ 食品容器包装とプラスチック

食品の容器包装の素材をみると、プラスチックの比率が高く、プラスチック製容器包装の再商品化義務総量に占める食品の割合をみても約55%と、過半

を占めている。

食品の容器包装に用いられるプラスチックには、ポリエチレン（P E）、ポリプロピレン（P P）、ポリスチレン（P S）等多くの種類があるが、異なる材質のプラスチックを複数組み合わせた容器包装（複合材質）や紙・金属などの他の素材とプラスチックを組み合わせた容器包装（複合素材）が使用されることも多く、目的や用途に応じて様々な材質や素材のものが組み合わされている。

もちろん、単一の材質のプラスチックを原料とする容器包装もあるが、複合材（複合材質、複合素材）のものは、強さや酸素・水分の通しにくさ等の面で優れているほか、薄肉化の手法としても欠かせないものである。

エ 食品容器包装と環境配慮設計

食品の容器包装の環境配慮設計は、単に容器包装の軽量化や詰め替え容器の開発等といった容器包装そのものの設計に止まるべきものではない。

内容物の環境負荷、商品の物流、家庭での使用・廃棄を含めたライフサイクル全体での環境配慮が重要である。

ところで、事業者により開発された新商品は、発売後、消費者の選択と評価によって定着するか否かが決まることは言うまでもなく、商品の重要な要素である容器包装についても、最終的には消費者がその商品選択を通じて決定しているといっても過言ではない。

こうした観点からすると、消費者との連携の下、ライフスタイルの変革等を通じて社会全体の環境負荷の低減を図ってこそ、食品容器包装の環境配慮設計を実現したといえる。

なお、内容物（食品）の製造に係る環境負荷は、一般的には容器包装の環境負荷に比べて大きいといわれている。従って、内容物の保護や食品廃棄物の削減を目的として容器包装の機能性を向上すれば、容器包装自体の環境負荷が若干増加したとしても、製品トータルでみた場合の環境負荷は、むしろ低減することに留意する必要がある。

2－2 食品容器包装の3Rの取組

食品産業による容器包装の3Rの取組みをみると、容器包装の軽量化・薄肉化、易リサイクル化など現行商品に改良や工夫を加える取組みのほか、技術革新による容器包装の開発や詰め替え商品の開発などの様々な取組が行われ、成果を上げてきたところである。

例えば、飲料の「い・ろ・は・す」のP E T容器は、約40%の軽量化を実

現した。また、複合素材のメタル（アルミ）削減という点では、アルミ蒸着という新技術の導入、さらにはアルミを使用しないフィルム等の開発が行われてきた。

こうした中、食品産業の多くの事業者は、容器包装の製造及び利用事業者で構成される素材別（注）の容器包装の３Ｒ推進団体に参画し、自主行動計画（策定：平成１８年、目標年次：平成２２年）の下、３Ｒへの取組を行っており、その成果は、毎年、３Ｒ推進団体連絡会が報告している。

（注）ガラスびん、ＰＥＴボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙容器及び段ボールの８素材

同連絡会加盟団体等では、各企業の３Ｒへの取組を事例集として取りまとめ、これを公開し、事業者への啓発に資するとともに、関係者への情報提供に利用している。

ところで、平成２２年に（財）食品産業センターが会員企業を対象に行った「容器包装リサイクル制度に関するアンケート」によると、回答事業者の約８７％が容器包装の３Ｒに取り組んでいると回答したが、回答者の約２０％の事業者が容リ法の特定事業者（再商品化費用の負担者）ではないとしながらも、そのうちの８２％の事業者が容器包装の３Ｒに取り組んでいると回答している。

このことは、事業者の３Ｒの取組については、再商品化費用の負担という容リ法の責務以外のインセンティブが大いに働いていることを意味している。

つまり、加工食品は概して単価が低いことから、容器包装の削減は、コスト削減を図る上での経営上の大きな課題であり、こうした面からも容器包装のリデュースに対するインセンティブが作用しているといえる。

２－３ 食品産業の今後の取組

２－３－１ 食品産業が自ら実施する３Ｒの取組

食品産業が自ら実施する食品容器包装の３Ｒの取組について、リデュース、リユース、リサイクル別に述べることにしたい。

周知のように、食品業界においては、既に多くの事業者団体が「自主行動計画」を策定し、事業者も大手企業を中心に、積極的に３Ｒに取り組み、その結果を環境報告書やＣＳＲ報告書に記載し、公開している。

取組が遅れている企業や人材・経費の問題でこれらの取組に着手できない中小事業者に対しては、今後、こうした先進的団体やリーディングカンパニーの活動を範として取り組むよう、業界を挙げて普及啓発に努めたい。

ア リデュース

容器包装のリデュース、特に使用する容器包装の総量の削減を目指すことについては、今後、単身世帯、とりわけ高齢単身者の増加が一段と加速し、個食化など消費行動が変化する中で、容器包装使用量の増加が予想されることや、今までの取組の中心手法である軽量化・薄肉化等の手法が技術的には限界に近くなってきていること等もあって、従来以上に困難となっている。

しかしながら、先述の「容器包装リサイクル制度に関するアンケート」によれば、50%近くの事業者がまだ取組に対する研究の余地があると答えていることや、消費者に過剰包装と指摘される商品が一部にあることなどから、食品容器包装のリデュースについては、内容物である食品の「安全性の確保」ということを大前提に、今後ともその取組を推進したいと考えている。

取組の方法については、これまでと同様、容器包装の軽量化や薄肉化、そして適正包装を推進するとともに、内容物を含めた製品トータルの環境負荷低減を目指すほか、容器包装の技術革新についても努力を払うこととしたい。

イ リユース

容器包装のリユースの課題としては、

- ①消費形態や流通構造の変化から、リターナブル容器の代表であるガラスびん（リターナブルびん）の後退に歯止めをかける効果的な手法が見当たらないこと
- ②近年使用量が増大しているPETボトルについては、リユースに向けた研究が行われているものの、ガラスびんに比べればリユース容器としての適性に欠けることから、リユースを実現しにくいこと

等の問題がある。

こうした中、リターナブル容器については、クローズドなマーケットを対象に限れば有効という調査結果があることや、宅配システムや地域限定の利用では実績があることから、今後も、リターナブル容器の継続利用や新規導入に引き続き取り組みたいと考えている。

一方、詰め替え商品については、食品衛生上の問題から商品化しにくく、量的拡大に結びつきにくいといった問題があるが、今後とも、引き続き検討を行うこととしたい。

ちなみに、日本乳業協会の「環境自主行動計画」等においては、「宅配システムの利用拡大に取組み、牛乳瓶の軽量化や回転数の向上を推進するとともに、プラスチック製容器の導入には慎重な対応で臨むなどの努力をする。」との方向

が示されている。

ウ リサイクル

３Ｒ推進団体連絡会は、第２次の容器包装３Ｒ推進自主行動計画（平成２３年度から２７年度までの５年間）の中で、

- ①リサイクル率・回収率等の維持・向上
- ②容器包装のリサイクル性の向上
- ③消費者へのＰＲ・啓発
- ④集団回収等の多様な回収の拡大に向けた研究・支援

の４項目をリサイクルの目標として掲げ、これに取り組むことを表明している。

食品産業においても、これに呼応した活動を推進することとし、複合素材から単一素材への切り替えなどリサイクルしやすい素材への変更や、ミシン目を入れる・たたみやすい工夫・はがしやすいラベルにするなどの分別排出を容易にするための改良など、易リサイクルのための容器包装の開発に引き続き取り組んでいくこととする。

このうちＰＥＴボトルについては、既に効率的なリサイクルシステムが実現しているが、今般の東日本大震災では、供給の制約からキャップの統一が行われるなど新しい動きもみられるほか、ＰＥＴボトル材料としての再生利用の可能性を視野に入れた検討を進めることとしたい。

２－３－２ 関係者との連携の下に推進する３Ｒの取組

ア プラスチック製容器包装の再資源化の効率化

プラスチック製容器包装のリサイクルは、現状では高コストの上、環境負荷の面でも必ずしも良好なパフォーマンスを示していないが、その主な原因が再商品化における特定手法の優先（材料リサイクル手法の優先）にあることは、周知のとおりである。

このため、食品産業としては、従来から機会あるごとに「材料リサイクル手法の優先の廃止又は段階的縮小」を強く要望してきたところであり、今日においてもその立場に変わりはない。

このような事情を踏まえ、プラスチック製容器包装の再資源化の効率化に向け、廃棄物を再商品化（リサイクル）の適性で分類し、それぞれに適合したリサイクルシステム（分別排出→収集→リサイクル）を構築することを提案したい。

具体的には、

- ① 汚れがひどい等の理由で再資源化が難しいプラスチック製容器包装廃棄

物は生ごみ等と一括して、可燃物として収集し、熱回収を行う。

- ② 白色トレイ等のように、単一素材で汚れがなく材料リサイクルに適しているプラスチック製容器包装は材料リサイクルを行う。
- ③ その他のものは、ケミカルリサイクルやRPFなどの固形燃料化によるリサイクルを行う。

といった手法が考えられ、今後、こうしたシステムの構築に向け、関係者と協力して、「識別表示」の方法や多様な回収手段の検討を行うこととする。

その一環として、「食品容器包装の分別排出の手引き」等を取りまとめて、食品産業全般に広く普及するほか、消費者、市町村等の関係者に対し分別排出のための啓発活動を行うこととする。

なお、「識別表示」のあり方に関する検討に当たっては、

- ①現状では、識別表示の区分と分別排出・リサイクルの区分が必ずしも一致していないという基本的な課題に加え、
- ②食の安全・安心を求める消費者の要請を受けて、近年、食品容器包装には法律に基づく義務表示を含め表示を求められる事項が増加しているため、容器包装のスペースの問題から、識別マークを大きくしたり、従来よりも詳しい記述（例：プラスチックの材質表示）をしたりすることにはかなりの困難が伴うこと

等の事情に留意する必要がある。

イ 関係者と共に進める共同研究・実証実験等の取組

今後、さらなる3Rを推進するため、食品産業は、消費者や行政、市民団体や学識経験者等容リ法の関係者と協働で以下の取組を行う。但し、取組テーマの最終選定やその具体的な方法については、今後関係者間で相談をしていくこととする。

共同研究や協議の方法については、関係者が一同に介し研究・協議を行う等の方法のほか、共同による実証実験の実施などの方法がある。

例えば、消費者の3Rに関する購買意識調査等といったテーマについては、NPO法人が既に実施している実証実験に参画し、さらにその協働を深め、共同研究の成果を商品開発に利用するなどの方法が検討対象となる。

また、商品開発のあり方等の共同研究・協議の面では、容器包装の機能を失わずに一層の軽量化や薄肉化を推進するなどの今後のリデュースのあり方やその方法、回収のための分別の容易化、詰め替え商品開発のための商品コンセプトの検討、廃棄プロセスも含めた商品トータルとしての環境負荷の低減を考慮

した容器包装のあり方などをテーマとして、取り上げることが考えられる。

このほか、消費者が容器包装のリデュースを意識した購買行動を起こすためには、購買時における商品選択の主体である消費者への事業者からの情報伝達が不可欠とされるが、現状ではこの情報伝達が十分に行われていないという指摘がある。

この課題を解決するための方法として、「消費者にどのような情報をどのような形で提供すれば、消費者の購買行動の変化につながるか」といったリデュース促進のための消費者の行動変革に関する商品情報伝達のあり方等について、共同研究・協議を進めることも考えられる。

3 食品産業からの容器包装リサイクル制度の運用への要望

以上、3 R推進のための今後の食品産業の取組の方向について述べたが、最後に現行の容リ法制度に関する食品産業からの要望を述べることとする。

食品産業が3 Rの取組をさらに推進するためには、容リ制度を現実的で実行性のあるものに進化させていくという条件整備が必要である。

このため、食品産業としては、以下の事項を、条件整備のための制度見直しとして要望することとしたい。

3-1 市町村の分別収集費用の効率化・透明化

分別収集・再商品化の進展に伴い、分別収集を実施する市町村、再商品化費用を負担する事業者の双方とも負担感が増大している一方、コスト低減もなかなか進んでいないのが現状である。

市町村のごみ処理事業経費の総額は、平成21年度には18,256億円（国民一人あたり14,300円）で、建設改良費は減少しているものの、処理及び維持管理費は横ばいである。このうち、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用は、分別収集量の増大に伴い増加しているものと推測される。

市町村は、「こうした処理費用の増大は地方財政を圧迫している」と主張するが、市町村の分別収集に関する費用については、従来からその不透明さが指摘され、関係者からは「一般廃棄物会計基準」の導入による効率化が求められているが、なかなか進展していない。

容リ制度の課題の一つである社会的コスト低減のためには、分別収集費用の透明化・効率化が一層促進されなければならないと、市町村に対し「一般廃棄物会計基準」の導入の推進を要望する。

なお、分別収集費用が透明化され、その課題が明らかになった場合には、事

業者は、市町村に対し、自らの事業活動を参考としてその効率的な実施のための助言等を与え、社会的コストの低減に寄与することも可能であると考える。

3-2 プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルの導入

プラスチック製容器包装のリサイクルについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等にみられるように、現在、「再生利用」が優先され、「熱回収」は例外的にしか認められていない。

一方、循環型社会形成推進基本法は、「1. 発生抑制、2. 再使用、3. 再生利用、4. 熱回収、5. 適正処分」の優先順位については、「環境への負荷の低減にとって有効でないときにはこれによらない」としているように、「再生利用」が「熱回収」に常に優先する訳ではない。

したがって、上記の指針・方針にみられる現行の廃プラスチック類の取扱いは、循環基本法の趣旨に即したものとは言えず、その運用に矛盾があることは明らかである。

このため、環境負荷の大小に関わらず「再生利用」を「熱回収」に優先している上記指針・方針を、循環基本法の趣旨に沿った内容に改定すべきである。

ちなみに、平成13年の経済財政諮問会議は「マテリアルリサイクルをサーマルリサイクルより優先するため、その向上が自己目的化して不合理なコストとエネルギーをかけている」と指摘してごみ発電を提案している。

また、平成14年の産業構造審議会と東京都の審議会、同年の環境省方針等でも、社会コスト的、環境的に合理性がある場合には焼却・発電等のサーマルリサイクルによるべきことを提唱している。

なお、EUでは焼却・熱回収が主要な手法として採用されていることにも十分留意されたい。

3-3 国内におけるリサイクル体制の維持

PETボトルについては、近年、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の落札価格が「逆有償」から「有償」に転換している。

このため、同協会を通さずに独自処理する市町村が多くなっており、数多くの廃ペットボトルが海外（特に、中国）に輸出され、国内のPETボトルのリサイクル体制の維持に支障が出始めている

このほか、古紙や廃プラスチック等についても、同様の国外流出の問題が生じている。

廃PETボトル、古紙、廃プラスチック等容器包装廃棄物の海外流出の問題は、国内リサイクル体制の脆弱化に結びつくほか、国際的な環境負荷削減への取組や我が国における資源循環という意味でも懸念されるところであり、食品産業としては、容器包装廃棄物の国内循環が確保できるよう要望する。

終わりに

容リ法が循環型社会の形成に果たした役割は大きく、同法の制定当時喫緊の課題であった一般廃棄物最終処分場の残余年数の延長に加え、容器包装廃棄物のリサイクルの推進に大きな成果をもたらした。

一方、平成18年の容リ法の改正時に指摘された幾つかの課題については、今後も継続して改善に向けた取組が必要である。

このため、本制度の目的である容器包装の3Rのさらなる進展については、今後、各主体自らの取組に一層の努力が求められるとともに、それだけでは実現が困難な3Rの推進については、従来以上に関係者との連携強化が求められることとなる。

こうした観点から、本提言では、食品産業が自ら行う取組について述べるとともに、関係者との連携を踏まえた取組について、現行制度の見直しも視野に入れた新しい取組を、「今後の食品産業の取組の方向」として示したところである。

その一つは、プラスチック製容器包装の効率的な再資源化のための新しいリサイクルシステムの構築に関する提言であり、ここでは現行の「材料リサイクル優先」にみられるような特定の再商品化手法に拘らないリサイクルシステムの構築による3R推進を提案した。

二つ目は、関係者との共同研究・協議による3Rの推進であり、複眼的な視野での取組を通じて、3Rを推進しようとするものである。

最後に、現行容リ法制度がさらに現実的で実効性のある制度へと進化するための同制度の見直しに関する食品産業の要望を述べた。これにより、社会的コストの低減やさらなる資源の有効活用を期待するものである。

現在、我が国は、3月11日に発生した東日本大震災により、未曾有の危機に直面し、エネルギー・電力の制約が強まる中、多くの課題について見直しを余儀なくされている。

これに関連して、大震災による経済・社会への影響が今後の容リ法のあり方にどのような影響を及ぼすかということについても、一言触れておきたい。

今回の大震災は、サプライチェーンの各所に深刻な影響を及ぼし、容器包装の供給不足が食品の安定的な供給を阻害したことは記憶に新しく、今日の食品供給における容器包装の重要性が再認識されることとなった。

こうした中、震災を契機として、海外も含めた生産拠点の再配置等、製品の供給システムが変化する動きがみられるが、容器包装の開発・調達では、企業の枠を越えた連携等の取組みが進みつつあり、既に一部で実施されたように容器の種類の削減やキャップの統一等が行われている。

このような取組は、容器包装の3Rの推進にも寄与しているとみられる。

一方、目をエネルギー政策や地球温暖化対策などの環境政策に転じると、その再検討が不可避な状況に置かれている。とりわけ原発への依存を高めてきたエネルギー政策は、抜本的な見直しが避けられないところであり、再生可能エネルギーの飛躍的な導入に向けて、エネルギー政策の転換が図られるものと予想される。

食品産業としては、その廃棄物がエネルギー源として高い価値を持つことから、今後、廃棄物発電等の「熱回収」への利用について、公平、且つ、バランスの取れた論議が行われることを期待したい。

容リ法の見直し議論の中においても、こうした視点を重視し、プラスチック製容器包装の具体的な再商品化手法として、廃棄物発電への利用——サーマルリサイクルの導入——が取り上げられることを切望する。

本提言の作成に向けた論議は、大震災の以前から行われてきたものであるが、上記のプラスチック製容器包装のサーマルリサイクルの導入は、大震災後、我が国産業界がエネルギー・電力制約の強まりに直面する中、その必要性は、一段と高まっているものと考えている。

以上、本提言が、さらなる環境負荷の低減を目指した循環型社会の構築への一助となれば幸いである。